

# 令和3年度「非正規労働者処遇改善事業」業務委託 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

非正規労働者処遇改善事業

## 2 事業目的及び概要

労働力調査(2020年平均)によると、本県の非正規の職員・従業員の割合は39.3%となっており、全国平均37.1%と比べ2.2ポイント高い状況にある。

非正規の職員・従業員については、家庭の事情等により自らの意思で非正規雇用を選択する労働者もおり、正社員転換を促進しても、非正規労働者は常に一定程度存在することから、非正規労働者が働きやすい職場を整え、働き続けられる環境整備を図ることが非常に重要である。

本事業は、非正規労働者を雇用している県内中小企業のそれぞれの実態に即した労働環境の整備を支援し、非正規労働者等従業員が働きやすい環境への改善を図ることを目的に実施する。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日

## 4 委託業務内容

### (1) 専門家派遣の実施

- ①専門家の確保
- ②派遣日時の調整
- ③派遣に係る支援内容の記録

### (2) 使用者向けセミナーの開催

- ①講師の確保
- ②会場の確保
- ③開催日時の調整
- ④セミナー当日の運営
- ⑤テキストの作成、印刷
- ⑥セミナー受講者に対するアンケート調査の実施

### (3) 事業の周知・広報

- ①沖縄県が指定する関係団体に対する事業の周知・広報
- ②その他、独自の手段による派遣企業募集及びセミナー開催に係る広報の実施

### (4) 広報冊子の作成

- (5) 上記以外で、本事業の目的に沿った効果的な提案があればその提案業務の実施に関すること（自主提案）

## 5 専門家派遣の具体的内容

- (1) 対象者：非正規労働者を雇用している県内中小企業
- (2) 派遣企業数：15社程度
- (3) 派遣回数：1社あたり5回程度
- (4) 内容

- ①第1回目の派遣時に、専門家によるヒアリングを実施し、事業所の現状の課題を分析し、労働環境の改善目標を設定するとともに、就業規則の見直し等を支援する。
- ②設定した労働環境の改善目標の達成に向けて支援を行うこと。
- ③事業所の求めに応じ、オンラインでの支援を行うこと。

## 6 利用者向けセミナーの具体的内容

- (1) 開催場所：中部、南部、八重山の3地区
- (2) 開催回数：計5回
- (3) 内容

- ①非正規労働者の労働環境の改善に資する内容で、かつ使用者の労務管理能力の向上に資する内容であること。
- ②テーマは2、3程度設定すること（法改正等、時宜にかなった内容とすること）。
- ③セミナー受講者に対するアンケート調査を実施し、非正規労働者の労働環境改善の必要性がどの程度認識されたか等、本セミナーのあり方を検証すること。
- ④オンラインでも受講できるようにすること。

## 7 事業の周知・広報の具体的内容

- (1) 事業の周知・広報にあたっては、契約締結後に沖縄県が指定する関係団体に対し、事業概要を説明するとともに、当該団体の会員企業等への周知依頼を行うこと。
- (2) (1)の実施の他、独自の手段により、派遣企業の募集及びセミナー開催に係る広報・募集を行うこと。

## 8 広報冊子の具体的内容

- (1) 仕様：A4版、カラー、40ページ程度
- (2) 作成部数：1,000部及び電子データ
- (3) 内容：主に派遣先企業の処遇改善の取組実績を取りまとめた内容とし、これを参考に、県内企業が同様の取り組みを実施することを促す内容とすること。

## 9 企画提案内容

- (1) 企画提案書

提案内容として、以下の項目を明記すること。

- ア 本県の中小企業において、非正規労働者の労働環境についてどのような課題があり、専門家派遣によりどのような支援が必要と想定されるか
- イ 派遣専門家及びセミナー講師の人選案と、適任であるとする理由
- ウ セミナーの地区別開催回数とその理由

エ セミナーのテーマ案とそれが適当であるとする理由

オ 派遣企業の募集及びセミナー開催の広報手段。単にチラシの配布や新聞広告掲載だけでなく、独自の手段があれば提案すること

カ 専門家派遣後の企業、セミナーを受講した企業において、どのような処遇改善が図られたか、事業実施に係る効果検証方法等。

(2) 実施体制等

打ち合わせ等に円滑に対応できる体制であることを示すとともに、事業実施の全体的な体制図や関係機関との連携体制、専門家派遣及びセミナー開催等に係る体制、携わる人数、役割等分かりやすく記載すること。

(3) 実施スケジュール

実施する内容ごとの年間行程について、1枚にまとめ図示すること。

(4) 経費見積書

ア 様式4の経費見積書及び様式4-2の経費見積内訳書を用い、13,577千円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲で見積もること。

※当該金額は企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

イ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

ウ 経費の項目は、次のとおりとすること。

I 人件費

II 直接経費

①専門家派遣経費

②利用者向けセミナー経費

③その他経費

III 一般管理費 ((人件費+直接経費-再委託費) ×10%以内)

IV 消費税相当額

**※各経費の内容(人件費における作業内容など)、月数、回数、単価等がわかるように明記すること。**

※一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費として特定・抽出が困難なものについて認められる経費であり、上記IIIの計算式により算出することとする。同計算式における「再委託費」には請負契約に係る経費は含まないものとする。

※事業終了時に完了報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。

※税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税は変動額の税率により計算する。

## 10 成果目標

本委託事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、非正規労働者等従業員が働きやすい職場への改善を図ることを目的としており、下記のとおり目標値を定め、事業成果を見極めることとする。

- (1) 専門家派遣企業の労働環境改善目標達成率 100%
- (2) セミナー受講者の理解度・満足度等 80%

## 11 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等

以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせること（以下「再委託」）はできない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要せずに再委託を行うことができる。

○再委託ができる業務の範囲

- ・ 県内中小企業に派遣される専門家としての業務
- ・ 利用者向けセミナーの講師としての業務

○簡易な業務

- ・ チラシ・ポスター等の広報物の制作
- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計

## 12 その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保障するものではない。
- (3) 仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算等諸事情により変更することがある。
- (4) 成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業の実施にあたり、

第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

- (5) 沖縄県と受託者は、本事業が円滑に行われるよう、連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

### 13 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県商工労働部労働政策課と協議すること。

### 14 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを必要に応じて行う。